

## 原発シンポと 法律家の責任

染野義信

学問上の解明を主眼としたシンポジウムが混乱のなかに終始したという例を、私はこれまで経験したことがない。が、昨年一月二六日の「米国スリー・マイル・アイランド原発事故の提起した諸問題に関する学術シンポジウム」ではじめてその例に出会うことになった。それは、私の生涯を通じて、忘ることのできない深刻なものであった。

このシンポジウムは、すでに広く報道されているので多くの方々は御承知のことと思うが、米国スリー・マイル・アイランドの原子力発電所の事故を契機として、わが国においても科学者の間で、原子力発電所の安全性という問題に、より深い分析のメスを加えるべきだという機運が強まってきた。こうした情勢のなかで、日本学術会議は政府機関である原子力安全委員会と、「原発事故の提起した

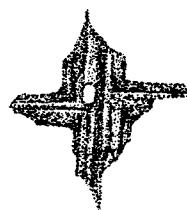
諸問題シンポ」を共催することになったのである。ところが、この共催案が承認される過程において、とりわけ問題とされたのは、何故に政府機関と共に催しなければならないかということであった。これに対する企画者側の答えは、私の理解したところによると、スリー・マイル・アイランド原発という極秘のベールにつづられた巨大機構の事故の全貌と龐大な資料が、このシンポを催すことによって、はじめて科学者の手に渡ることになる、ということであった。原子力開発は、自主・民主・公開の三原則に立脚している筈だから、政府が持っているのなら、その資料の公開を求めればいいのではないかと考えられたが、すくなくとも、この見解が殺し文句となつた。

一月二六日の当日、シンポジウムは報告者とパネリストの予稿集、日本原子力学会誌の抜刷が配布された。資料価値については予測の外であつたが、シンポ自体におけるパネリストの見解は、原発の危険を根元的に見直そうとするものと、確率論視野からの例外性、現場作業員の熟達と免許制などの導入による回避可能性を説くものに分れて強い関心を呼んだ。

スリー・マイル・アイランド原発の場

合、制御装置の列が、その端部において震んで見えるくらいの龐大なものであり、事故警報は一から一〇〇を越す多数にわたり同時に鳴り出したという。この巨大なシステムの事故について、シンボジウムの報告とパネリストの発言を聴いてみると、その法律的責任という場合、どうも従来の不法行為責任論ではまかなければならないかという気がしてきた。二番目の警報部門の運転員は一番目の運転員に対して被害者であり、また、次の部門の運転者に対しては加害者となる。こうした関係が次から次へと加重され、やがて発電所長の責任へと集約され、遂には企業責任の問題に発展する、そして、最終的には政策中枢の責任にまで立ちいたるのではないかと思われる。

こんな責任論を話していたら、私の友人が、発電所を船舶にたとえて、船舶に海難審判所があるように、原発についても、原発災難審判所をつくり、最終責任を明らかにするようにしてはどうかと真剣面持で話しかけてきた。発想は面白いね、とかるくあいづちを打ちながら、ハッと気がつくことがあった。いつの間にか、私は、原発はつくられてしまつて、そこにあるものであり、ある特別のときに、例外に事故を起す「生き物」の



安全という次元で、この問題を考えたということであった。事故があり、責任をと/or、その現場がなくてはならないという法律家の悲劇というべきだろうか。

私達にとっての当面の問題は、原発そのものを、現在の技術水準のもとで、これをつくるべきかどうかということであり、法律家の立つべき地点もいまなおそこにあるべきものと考える。

(その・よしのぶ・日本大学教授)

## プラトンと女性

長尾龍一

何でも反対解釈する癖のある法学士の眼からみると、「男女の本質的平等」という憲法二十四条の言葉は、なかなか曲物で、「本質的には平等だが、現象界においては、男女の適性の相違に即した差別が許される」という論理が背後にひそんでいるようみえる。そこでとにかく男女は違うのだから、「合理的な性分業」は許されるということになる。故宮沢俊俊

義先生が「家庭ではけっこう亭主関白で、すぐ目の前にあるのに『めがねを取つてくれ』と隆代夫人に命じたりした」といわれるのも(『週刊新潮』一九七六・九・一六)、「自分は学問、妻は家事」という性分業觀をもつておられたからであろう。

男女の平等と「合理的な性分業」との矛盾と綜合の問題は、人類永遠の課題である。なぜなら人類は、雄が雌の子宮に寄生しているような雌雄異形の生物でもないが、また虎や犬ほど雌雄同形でもなく、更に女性的男性もいれば男性的女性もあるという説で、一義的な解決が困難だからである。

この点で人類における雌雄同形説に立て一貫した男女同権論を唱えた古典は、プラトン『ポリティア』の女性論であろう。プラトンは雌犬は出産・育児のために家で留守番をするようなことはせず、雄と同様に家畜の番をし、狩猟に従事するという事実から、人間の女子も男子と同様に相撲をとり、兵役に服し、統治者の地位にも就かせるべきだとしてい

これは女性解放論であろうか。この点で指摘されるべきは、プラトンが女性に対するものも(『週刊新潮』一九七六・九・一六)、「自分は学問、妻は家事」という性分業觀をもつておられたからである。そのことは後期の作品『ティマイオス』の人類創成神話の中で語られている。それによると天上の星は魂であり、それが地上で正しい生活を送れば再び天に戻るが、不正な生活を送ると罰として女に生れかわるというのである。

ケルゼンはプラトンの男女平等論を、女を知らず、女を愛したことのない男の盲目的教条主義の產物に過ぎないと批判している(『プラトニック・ラヴ』二三頁)。

ケルゼンが青年時代に兄事したオット・ヴァイニンガーによれば、男女は理念的には全く異なるものであるが、女性の中に男性的女性もいる。婦人解放運動とは、女性の中の男性的要素を男の世界で承認することを求める運動であり、女性的なものそのものは何ら解放の必要も欲求もないという。

長い間私は、「男女は本質的に平等で児の社会化が必要となる。かくて婚姻制度の廃止、新生児を母親の手から引き離して国家で養育する制度を提案してい